

認定日本語教育機関の認定等に当たり
確認すべき事項等の改定について（報告）

令和6年10月15日付で、認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項等の改定について、日本語教育部会運営規則第6条第1項に基づき日本語教育部会の議決を行った。

1. 概要（協議内容）

(1) 認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項（以下「確認すべき事項」という。）の改定

別添1のとおり、確認すべき事項（令和6年4月1日日本語教育部会決定。令和6年7月18日改定。）2（3）に①を加え、大学等への進学希望者を対象とした日本語教育課程はB2相当以上を到達目標とすることを明文化した。また、①を追加したことに伴い、本改定前の確認すべき事項2（3）の項番①から⑤までを一ずつ繰り下げた。

(2) 認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針（以下「指針」という。）の改定

前記（1）の改定に伴い、指針柱書記載の確認すべき事項の項番に繰下げが生じたことから、別添2のとおり指針柱書を改めた。

2. 別添

- ・（別添1）認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項
- ・（別添2）認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針

〈参考〉

日本語教育部会運営規則（令和六年三月十八日日本語教育部会決定）

（書面による議決）

第六条 部会長は、やむを得ない理由により部会の会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果を持って部会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合は、部会長は次の会議において報告しなければならない。

認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項

令和 6 年 4 月 1 日
日本語教育部会決定
令和 6 年 7 月 1 8 日改定
令和 6 年 1 0 月 1 5 日改定

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和 5 年法律第 4 1 号。以下「法」という。）第 1 5 条第 2 項に基づき、日本語教育機関の認定等に当たり文部科学大臣へ意見を述べるための審査（以下「審査」という。）は、法、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則（令和 5 年文部科学省令第 3 9 号）、認定日本語教育機関認定基準（令和 5 年文部科学省令第 4 0 号。以下「認定基準」という。）、認定日本語教育機関に関し必要な事項を定める件（令和 5 年文部科学省告示第 1 6 3 号。以下「認定告示」という。）その他関係法令に基づいて行うとともに、審査においては以下の事項について確認を行うこととする。

なお、本部会決定は審査で確認が必要な事項を列挙したものであり、審査の中でこれ以外の事項について確認することを妨げるものではない。

1 設置者の要件に関する事項

(1) 法第 2 条第 3 項第 1 号ロの (1) に規定する「設置者が経済的基礎を有するかどうか」について審査する際は、次の点を確認することとする。

イ 設置者が、当面（1 年以上が望ましい）の運用資金を保有しており、かつ、設置者として債務超過の状態となっていないこと。なお、かつて債務超過の状態となっていた場合には、当面の運用資金を保有していることに加え、債務超過が解消したことが年次決算報告から確認されるとともに、その後も債務超過の状態となっていないことが年次決算報告又は中間決算報告から確認でき、かつ、その間の営業利益が黒字であること。

ロ 設置者が、生徒の募集や入学手続きの支援等のために第三者に仲介料等の費用を支払っている場合、安定かつ継続して質の高い日本語教育課程を実施する観点から、生徒一人当たりについて支払う当該費用の額が、日本語教育機関が生徒から徴収する授業料等の額と比較して、相当程度高額でないこと。

ハ 設置者が日本語教育機関以外の事業を行う場合には、その事業の経営と区分して日本語教育機関を経営し、その収入及び支出を適切に管理することとしていること。その際、日本語教育機関としての収益は日本語教育機関の経営に充てられることが基本であり、他の事業等に充てられる場合には、日本語教育機関の運営に支障がないか個別の事情を慎重に審査すること。

(2) 法第 2 条第 3 項第 1 号ロの (2) に規定する「設置者が必要な知識又は経験を有するかどうか」について審査する際は、次の事項等を含む適正な事業運営を行うために必要な日本語教育に関する総合的な識見及び財務・経営上の知識等を確認することとする。

- イ 明確な開校理念
- ロ 提供する教育内容等に関する経営方針
- ハ 適正な組織や施設等を措置する事業計画
- ニ 関係する法令や政策文書（日本語教育の推進に関する法律に規定する、「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与すること」との目的（第1条）や理念（第3条）等を含む。）への理解

(3) 法第2条第3項第1号ロの(3)に規定する「設置者が社会的信望を有するかどうか」について審査する際は、設置者が、次のいずれにも該当していないことを確認することとする。

- イ 他の日本語教育機関であって、契約に基づき教育を提供すべき生徒がいるにもかかわらず、日本語教育機関としての活動を行わず、生徒に損害を与えたものの設置者、日本語教育機関の経営を担当する役員又はこれに加担した者
- ロ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)第73条の2、第73条の4から第74条の6の3まで、第74条の8又は第76条の2の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ハ 授与されている免許状が教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項（第2号又は第3号に係る部分に限る。）の規定により効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- ニ 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- ホ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ヘ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ト 外国人に不正に入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可又は入管法第4章第1節若しくは第2節若しくは入管法第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助ける行為を行い、当該行為の終了後5年を経過しない者
- チ 入管法第24条第3号の4イからハマまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助ける行為を行い、当該行為の終了後5年を経過しない者
- リ ト又はチに掲げるほか、外国人の出入国若しくは在留又は留学生の在籍管理に関し不正な行為を行い、当該行為の終了後5年を経過しない者
- ヌ 他の日本語教育機関であって入管法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）別表第1から日本語教育機関

の告示基準に違反したことにより抹消され、当該抹消の日から5年を経過しないものの設置者又はその設置者であった者

2 留学のための課程を置く日本語教育機関について

認定基準第2条第1項の留学のための課程を置く日本語教育機関の審査に当たっては、以下の事項について確認することとする。

(1) 教員及び職員の体制に関する事項

- ① 校長（呼称は問わない）について、認定基準第4条第2項第1号前段の「認定機関の運営に必要な識見」を審査する際は、次の点を確認することとする。
 - イ 関係法令に関する識見があるか（日本語教育の推進に関する法律に規定する、「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与すること」との目的（第1条）や理念（第3条）への理解や、関係する政策文書への理解を含む。）
 - ロ 職員の人事管理に関する事務の識見があるか（職員の配置や分掌を指し、設置者の行う採用等ではない。）
 - ハ 生徒管理に関する事務の識見があるか
 - ニ 施設・設備の保安全管理に関する事務の識見があるか
 - ホ その他日本語教育機関の運営に関する事務の識見があるか（日本語教育機関に限らない教育機関の運営に関する事務の見識に基づき確認。）
- ② 校長について、認定基準第4条第2項第1号後段の「教育に関する業務」の経験を確認する際は、認定日本語教育機関や法務省告示機関、学校（専修学校及び各種学校を含む。）の教員としての経験のみならず、認定日本語教育機関や法務省告示機関、学校の経営者や理事、総務課長など教員以外の役職、学生管理・生活指導も含め、国内での業務経験に限らず確認を行う。なお、学校ではない保育所や学習塾などは、教育に関する業務とは認められない。
- ③ 必ずしも、校長・副校長のどちらか若しくは両方が常勤である必要はないが、どちらか若しくは両方が常勤でない場合は、校長と副校長の連携等適切な管理体制の整備が行われているか確認することとする。この際、常勤とは、認定日本語教育機関で教育活動が実施されている時間のうち校長・副校長が勤務している時間や業務内容の実態から判断する。
- ④ 認定基準第4条第2項第3号、第5条第2項第5号及び第8条第2項第2号にそれぞれ規定する校長、主任教員及び事務を統括する職員の「社会的信頼を有すること」については、1（3）の各号の点について確認することとする。
- ⑤ 主任教員について、認定基準第5条第2項第1号の「教育課程の編成及び他の教員の指導を行うのに必要な知識及び技能を有すること」については、

日本語教育課程、教員の研修計画、そのほか生徒への日本語教育に関する学習指導について、他の教員の監督を行うにふさわしい知識・技能を有するかどうか確認することとする。

- ⑥ 校長と主任教員に求められる業務内容の違い及びそれぞれが果たす役割の重要性に鑑み、校長と主任教員はそれぞれ別の者が担うことを基本として確認する。各機関の事情により校長と主任教員を同じ者が担当する場合には、同一の者が校長と主任教員を兼務しなければならない事情の妥当性を慎重に審査する。具体的には、⑨の上限の目安を踏まえることはもとより、当該者は基本的に授業を担当しないこととすることや、担当するとしても数コマに限るなど、校長と主任教員に求められる役割が十全に果たされる配慮がなされているか確認することとする。
- ⑦ 校長と主任教員がともに授業を担当する場合、機関の管理や危機管理等の観点から、原則として両者が同時刻の授業を担当しないことや、やむを得ず同時刻の授業を担当する場合にはその時間帯に危機管理等を担える体制を備えていることを確認することとする。
- ⑧ 認定基準第5条第2項第2号の「本務等教員」は、当該認定日本語教育機関の日本語教育課程に関する業務を行うことを本務としている教員をいうため、2つ以上の認定日本語教育機関で本務等教員となっていないことを確認することとする。また、本務等教員であるかどうかについては、勤務時間数、給与、社会保険加入の有無、授業担当時間数、業務内容、他の職業に就いているか否か、就いている場合はその業務の量及び内容などによって総合的に判断し、確認することとする。
- ⑨ 認定基準第7条に規定する教員1人当たりの担当授業時数については、指導経験や職務内容の状況により、質の確保の観点から適正な時数であるか、最大限次の上限を目安に確認することとする¹。
- イ 日本語指導歴1年以上の教員 25単位時間
 - ロ 日本語指導歴1年未満の教員 20単位時間
 - ハ 校長、副校長又は主任教員 20単位時間
 - ニ 校長又は副校長と主任教員を兼ねる者 10単位時間
- ⑩ 認定基準第9条に基づき点検及び評価を行うために必要な体制を整備するに当たっては、責任者の配置や評価委員会等の内部質保証体制を整えた上で、根拠に基づいた点検及び評価を実施するルール策定等適切な体制が整理されていることを確認することとする。

¹ イについては、最大で午前クラス（4授業）又は午後クラス（4授業）+αを週5日担当する等を想定。ロ・ハについては、最大で午前クラス（4授業）又は午後クラス（4授業）どちらかを週5日担当する等を想定。ニについては、最大で午前クラスと午後クラスの1授業ずつを週5日担当する等を想定。

- ⑪ 認定基準第10条「組織的かつ計画的な研修を実施するために必要な体制」について、機関内外での研修に加え、OJTを含む年間研修計画や、キャリア形成を図るための系統的・段階的な人材育成計画があるか確認することとする。
- ⑫ 各認定日本語教育機関が目的とする日本語教育の実現のため、教員はすべて設置者及び校長の指揮命令下で、それらの者と連携して組織的な教育活動に従事する必要があることから、教員と設置者との間にこれを可能とする契約が締結されることを確認することとする。

(2) 施設及び設備に関する事項

- ① 認定基準第11条の「校地及び校舎の位置及び環境」については、同じ建物又は近接する建物内に風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む施設がないことその他校舎の位置及び環境が教育上及び保健衛生上適切なものであることを確認することとする。また、校舎は、日本語教育の適正・効果的な実施のため、授業を行う建物として社会通念上必要と考えられる構造や耐震性等を備えるものであることを確認することとする。
- ② 認定告示第2条第5号及び第3条第5号に規定する校地や校舎の自己所有の例外のうち、教育機関を10年以上運営する者について、賃借等による校地や校舎を使用する場合には、過去10年以上にわたり認定日本語教育機関に相当する実施形態で教育機関を運営してきた経験を有すること、自己所有しないことの原因、賃借等により校地や校舎を継続して使用できる権利の期間、申請者の資産状況等を踏まえて総合的にその適正性を確認することとする。
- ③ 認定基準第13条に規定する校舎に備えるべき施設として、トイレには、在籍する生徒数に応じた数の大便器及び小便器を備えるものとし、男女均等に²に割り振られていることが望ましいとの観点から確認することとする。
- ④ 認定基準第14条第1項の規定する教室が必要な環境を備えていることについて、教室が、地下にあり又は窓のないものではないことについて確認することとする。(次に掲げる場合を除く。)
- イ 地下の教室であって、からぼりなどにより空地に面する開口部が設けられ、かつ、換気設備、湿度調節設備が設けられており、建築基準法(昭和25年法律第201号)第29条に規定する地階の教室としての技術的基準に適合する場合
- ロ 窓のない教室であって、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第6条第1項の規定に基づく学校環境衛生基準(平成21年文部科学省告示第60号)に照らして適切な環境と認められる場合
- ⑤ 認定基準第14条第2項に規定する教室に必要な机、椅子、黒板等の設備

² 利用に差し支えのない場合には共用のものを含む。

については、授業に当たり安定的かつ専用で使用できれば、必ずしも自己所有でないものも認めることとして確認することとする。なお、認定基準に例示されている設備について、黒板をホワイトボードで代替するなど、必ずしも例示された通りの設備を求めるのではなく、機能として十分な設備が備わっているかどうかを確認することとする。

(3) 日本語教育課程に関する事項

① 認定基準第16条第1項の大学等において教育を受けることを目的に日本語教育を受けることを希望する者を対象とした課程については、修業期間や想定する具体の進学先にかかわらず、日本語能力の到達目標がB2相当以上であることを確認することとする。なお、認定基準第22条第3項に定める各活動においてB2相当に満たないものがある場合であっても、課程としての日本語能力の到達目標がB2相当以上かどうかを総合的に判断することとする。

② 認定基準第17条ただし書の修業期間が6月以上(1年未満)の課程について、当該課程が目標とする日本語能力をはじめ、当該課程で習得させることとしている知識・技能を身に付けさせ、短期間で当該課程の目的が達成されるために十分な教育内容となっているか、確認することとする。

③ 認定基準第18条第1項及び第2項に規定する修業期間の始期に関し、定められた始期以外には入学者の募集を行わないこととしていることを確認することとする。

④ 修業期間が1年未満の場合や1年を超える場合、認定基準第19条に規定する授業期間や同令第20条第1項に規定する授業時数について、1年に換算した場合に必要な期間や時数が定められているか確認することとする。

⑤ 大学や専門学校である認定機関が、認定基準第20条第2項に規定する日本語教育課程の授業科目以外の授業科目を実施する場合においては、生徒が当該授業科目等を履修するために支障のない日本語能力を有することを要件とするとともに、特にB2相当に満たない日本語能力の生徒に履修させる場合には、登録日本語教員が常に支援に当たることができる体制としていることを確認することとする。

⑥ 認定基準第22条や第28条等の授業科目や修了要件に関する基準への適合性の確認は、「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」に基づき行うこととする。

(4) 学習上及び生活上の支援体制に関する事項

① 認定基準第32条第1項の「生活指導担当者」については、単に生活指導担当者を定めれば足りるというのではなく、実質的に生活指導や進路指導を行うことのできる体制を整えられているかどうか確認することとする。また、生活指導については、来日して間もないうちから行う必要があることか

ら、適切な生活指導を行う体制といえるためには、生徒の母語あるいはその他十分に意思疎通ができる言語による対応ができる者が確保されていることを確認することとする。

- ② 認定基準第33条の「健康診断」等を実施するための体制としては、同条に規定する「生徒の健康の保持増進を図るため」、年1回以上健康診断を実施することとしていることを確認することとする。その際、具体的な検査項目は、各日本語教育機関の判断に委ねられるものであるが、学校における健康診断と同様に生徒の健康管理のために行うものであるため、学校保健安全法施行規則第6条に定められている検査項目に準じて行われることが望ましいとの観点から確認することとする。

- 3 就労のための課程又は生活のための課程を置く日本語教育機関について
認定基準第2条第2項の就労のための課程又は同条第3項の生活のための課程を置く日本語教育機関の審査に当たっては、以下の事項について確認することとする。

(1) 教員及び職員の体制に関する事項

- ① 校長（呼称は問わない）について、認定基準第4条第2項第1号前段の「認定機関の運営に必要な識見」を審査する際は、次の点を確認することとする。
- イ 関係法令に関する識見があるか（日本語教育の推進に関する法律に規定するとおり、日本語教育の推進が「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与すること」（第1条）への理解や、関係する政策文書への理解を含む。）
 - ロ 職員の人事管理に関する事務の識見があるか（職員の配置や分掌を指し、設置者の行う採用等ではない。）
 - ハ 生徒管理に関する事務の識見があるか
 - ニ 施設・設備の保安全管理に関する事務の識見があるか
 - ホ その他日本語教育機関の運営に関する事務の識見があるか（日本語教育機関に限らない教育機関の運営に関する事務の識見に基づき確認。）
- ② 校長について、認定基準第4条第2項第1号後段の「教育に関する業務」の経験を確認する際は、認定日本語教育機関や法務省告示機関、学校（専修学校及び各種学校を含む。）の教員としての経験のみならず、認定日本語教育機関や法務省告示機関、学校の経営者や理事、総務課長など教員以外の役職、学生管理・生活に加え、公民館等の社会教育施設、職業能力開発校等の職業教育施設、保育所等、広く教育機関に関する経験も含め、国内での業務経験に限らず確認を行う。なお、一定規模の組織を有しない学習塾などは、ここで求める教育に関する業務とは認められない。
- ③ 必ずしも、校長・副校長のどちらか若しくは両方が常勤である必要はないが、どちらか若しくは両方が常勤でない場合は、校長と副校長の連携等適切

な管理体制の整備が行われているか確認することとする。この際、常勤とは、例えば、校長・副校長としての週の所定労働時間が30時間以上であることなど、認定日本語教育機関で教育活動が実施されている時間のうち校長・副校長が勤務している時間や業務内容の実態から判断する。

- ④ 認定基準第4条第2項第3号、第5条第2項第5号及び第8条第2項第2号にそれぞれ規定する校長、主任教員、事務を統括する職員の「社会的信望を有すること」については、1(3)の各号の点について確認することとする。
- ⑤ 主任教員について、認定基準第5条第2項第1号の「教育課程の編成及び他の教員の指導を行うのに必要な知識及び技能を有すること」については、日本語教育課程、教員の研修計画、そのほか生徒への日本語教育に関する学習指導について、他の教員の監督を行うにふさわしい知識・技能を有するかどうか確認するとともに、特に生活・就労分野の課程を設置する認定機関の主任教員として、企業や自治体等と連携した日本語教育課程の編成などコーディネーターとしての知識・技能を有することを確認することとする。
- ⑥ 校長と主任教員に求められる業務内容の違い及びそれぞれが果たす役割の重要性に鑑み、校長と主任教員はそれぞれ別の者が担うことを基本として確認する。各機関の事情により校長と主任教員を同じ者が担当する場合には、同一の者が校長と主任教員を兼務しなければならない事情の妥当性を慎重に審査する。具体的には、⑨の上限の目安を踏まえることはもとより、当該者は基本的に授業を担当しないこととすることや、担当するとしても数コマに限るなど、校長と主任教員に求められる役割が十全に果たされる配慮がなされているか確認することとする。
- ⑦ 校長と主任教員がともに授業を担当する場合、機関の管理や危機管理等の観点から、原則として両者が同時刻の授業を担当しないことや、やむを得ず同時刻の授業を担当する場合にはその時間帯に危機管理等を担える体制を備えていることを確認することとする。
- ⑧ 認定基準第5条第2項第2号の「本務等教員」は、当該認定日本語教育機関の日本語教育課程に関する業務を行うことを本務としている教員をいうため、2つ以上の認定日本語教育機関で本務等教員となっていないことを確認することとする。ただし、就労のための課程や生活のための課程の実施形態に鑑み、1人の教員がどうしても2つ以上の認定日本語教育機関で本務等教員（就労のための課程又は生活のための課程を担当する者に限る。）となる場合には、地域内で他に本務等教員が確保できない等のやむを得ない事情があり、かつ、各機関での日本語教育課程の実施状況が週1回程度等で他の本務等教員との連携等により日本語教育課程の実施に支障がない特別の事情があると認められることを確認することとする。また、本務等教員であるかどうかについては、勤務時間数、給与、社会保険加入の有無、授業担当時間数、業務内容、他の職業に就いているか否か、就いている場合はその業務

の量及び内容などによって総合的に判断し、確認することとする。その際、就労のための課程や生活のための課程については、週1回や平日夜間1コマのみ等の様々な実施形態があり、日本語教育課程の編成や実施が適正に行われることが確認できれば、本務等教員の雇用形態や勤務時間は多様な実施形態に応じたものを可能とする。

- ⑨ 認定基準第7条に規定する教員1人当たりの担当授業時数については、指導経験や職務内容の状況により、質の確保の観点から適正な時数であるか、最大限次の上限を目安に確認することとする。
- イ 教員（日本語指導歴1年以上の者。） 25単位時間
 - ロ 教員（日本語指導歴1年未満の者。） 20単位時間
 - ハ 校長、副校長又は主任教員 20単位時間
 - ニ 校長又は副校長と主任教員を兼ねる者 10単位時間
- ⑩ 認定基準第9条に基づき点検及び評価を行うために必要な体制を整備するに当たっては、責任者の配置や評価委員会等の内部質保証体制を整えた上で、根拠に基づいた点検及び評価を実施するルールの方策等適切な体制が整理されていることを確認することとする。
- ⑪ 認定基準第10条「組織的かつ計画的な研修を実施するために必要な体制」について、機関内外での研修に加え、OJTを含む年間研修計画や、キャリア形成を図るための系統的・段階的な人材育成計画があるか確認することとする。
- ⑫ 各認定日本語教育機関が目的とする日本語教育の実現のため、教員はすべて設置者及び校長の指揮命令下で、それらの者と連携して組織的な教育活動に従事する必要があることから、教員と設置者との間にこれを可能とする契約が締結されることを確認することとする。

(2) 施設及び設備に関する事項

- ① 認定基準第11条の「校地及び校舎の位置及び環境」については、同じ建物又は近接する建物内に風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む施設がないことその他校舎の位置及び環境が教育上及び保健衛生上適切なものであることを確認することとする。また、校舎は、日本語教育の適正・効果的な実施のため、授業を行う建物として社会通念上必要と考えられる構造や耐震性等を備えるものであることを確認することとする。
- ② 認定告示第2条第5号及び第3条第5号に規定する校地や校舎の自己所有の例外のうち、教育機関を10年以上運営する者について、賃借等による校地や校舎を使用する場合には、過去10年以上にわたり認定日本語教育機関に相当する実施形態で教育機関を運営してきた経験を有すること、自己所有しないこと理由、賃借等により校地や校舎を継続して使用できる権利の期間、申請者の資産状況等を踏まえて総合的にその適正性を確認することとする。

- ③ 認定基準第13条に規定する校舎に備えるべき施設として、トイレには、在籍する生徒数に応じた数の大便器及び小便器を備えるものとし、男女均等³に割り振られていることが望ましいとの観点から確認することとする。
- ④ 認定基準第14条第1項の規定する教室が必要な環境を備えていることについて、教室が、地下にあり又は窓のないものではないことについて確認することとする。(次に掲げる場合を除く。)
- イ 地下の教室であって、からぼりなどにより空地に面する開口部が設けられ、かつ、換気設備、湿度調節設備が設けられており、建築基準法(昭和25年法律第201号)第29条に規定する地階の教室としての技術的基準に適合する場合
- ロ 窓のない教室であって、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第6条第1項の規定に基づく学校環境衛生基準(平成21年文部科学省告示第60号)に照らして適切な環境と認められる場合。
- ⑤ 認定基準第14条第2項に規定する教室に必要な机、椅子、黒板等の設備については、授業に当たり安定かつ専用で使用できれば、必ずしも自己所有でないものも認めることとして確認することとする。なお、認定基準に例示されている設備について、黒板をホワイトボードで代替するなど、必ずしも例示された通りの設備を求めるのではなく、機能として十分な設備が備わっているかどうかを確認することとする。
- ⑥ 認定基準第25条第4項の規定により企業や地方公共団体等の他者と連携して、校舎以外の場所で授業を恒常的に行う場合、教室の要件とは、単に面積や机や椅子等の設備があることに留まらず、騒音がないことなど、授業の実施に適した場所であることを確認することとする。
- ⑦ 認定基準第25条第4項の規定により企業や地方公共団体等の他者と連携して、校舎以外の場所で授業を恒常的に行う場合に、当該他者と設置者との間で締結する協定等については、連携協定、請負契約等、両者間での取り決めをした文書であれば形式は問わないものとして確認することとする。

(3) 日本語教育課程に関する事項

- ① 認定基準第22条や第28条等の授業科目や修了要件に関する基準への適合性の確認は、「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」に基づき行うこととする。

(4) 学习上及び生活上の支援体制に関する事項

- ① 認定基準第32条第3項の「生徒の生活上の支援を行うための体制」については、必ずしも認定機関内部に必要な情報の準備や困難を抱える生徒への支援を実施する必要があるものではなく、行政機関や外部の団体等と連携し、

³ 利用に差し支えのない場合には共用のものを含む。

それらの関係機関が作成した情報の提供や、生徒の抱える困難に応じてそれらの関係機関のうち適切なものの窓口を紹介する等の支援を行うための担当部局の設置や責任者の配置等の体制を整備しているか確認することとする。

- ② 就労のための課程を置く日本語教育機関について、認定基準第35条の「外国人を雇用する事業主その他の関係者と連携した日本語教育課程の編成等に係る相当の実績」については、教育課程の編成のみならず、事業主等から依頼を受けて教員を派遣した実績や、日本語教育と一体的に連携して実施した外国人への就労支援の実績などの実績を有するかについて確認することとする。
- ③ 生活のための課程を置く日本語教育機関について、認定基準第36条の「地方公共団体その他の関係者と連携した日本語教育課程の編成等に係る相当の実績」については、教育課程の編成のみならず、地方公共団体等から依頼を受けて教員を派遣した実績や、外国人住民へ日本語教育を含めた生活支援を連携して実施した実績などの実績を有するかについて確認することとする。また、地方公共団体自身が日本語教育機関を設置する場合には、当該機関内部の関係部局と日本語教育機関との連携について実績や体制を確認することとする。

認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針

令和 6 年 4 月 1 日

日本語教育部会決定

令和 6 年 1 0 月 1 5 日改定

「認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項」（令和 6 年 4 月 1 日日本語教育部会決定）2（3）⑤⑥及び3（3）①の「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」を以下の通り定める。

1. 本指針の目的

- 認定日本語教育機関が、認定を受けようとする各教育課程が目指す日本語能力を習得できるようにするために必要な教育内容、到達レベル、評価方法等を明確化することで教育の水準を確保する。
- 本指針は、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和 5 年法律第 41 号）、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則（令和 5 年文部科学省令第 39 号）、認定日本語教育機関認定基準（令和 5 年文部科学省令第 40 号。以下「認定基準」という。）その他関係法令に基づき、認定日本語教育機関が教育課程を編成する際の拠り所として、認定基準第 16 条第 1 項に規定する、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する事項を示すことを目的としている。

2. 考え方

- 認定日本語教育機関は、教育課程の編成に当たって本指針で示された事項に基づき、対象とする分野の特性を踏まえ、「日本語教育の参照枠（報告）」¹（令和 3 年 10 月 12 日文化審議会国語分科会）（以下「日本語教育の参照枠」という。）並びに別表「言語活動ごとの目標」（以下「別表」という。）を参照しながら、目的及び到達目標、学習目標に対応した教育内容を適切かつ体系的に定め、目標とする日本語能力を習得できるよう

¹ 日本語教育課程の編成に当たっては、「日本語教育の参照枠（報告）」（令和 3 年 10 月 12 日文化審議会国語分科会）、「日本語教育の参照枠」の活用ための手引」（令和 4 年 2 月 18 日文化審議会国語分科会日本語教育小委員会「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループ）を確認する。

授業を設計、実施する。

3. 留意点

- 本指針は、各機関における教育内容の多様性を尊重しつつ、各機関が認定日本語教育機関として、責任をもって質の高い日本語教育に取り組む枠組みを構築することにより、教育の質保証を目指すものである。したがって、それぞれの分野における地域や現場のニーズ、各機関の独自性が教育課程に反映されることを阻害するものではない。
- 本指針は、認定日本語教育機関が実施する学習項目等の個別の言語要素や指導方法を規定するためのものではない。それぞれの機関が、本指針を土台とし、自ら掲げる教育理念や教育課程の目的及び目標に基づき、発展的かつ創造的に教育内容を計画、実施し、学習者（生徒）が習得を目指している到達レベルまで見通しを持って学べるように支援し、学習者（生徒）への評価を適切に行うことが重要である。さらに、教育の実施に際し、機関の理念等とともに、学習者（生徒）に求める日本語能力、選考に当たっての基準を明示し、適切に入学者の選考を行うことが求められる。
- 各機関においては、教育課程の編成及び教育内容の実施に当たって、教員及び学習者（生徒）の負担に配慮し、学習時間の配分等について過度に負担となるような教育内容にならないよう留意する。
- 各機関においては体系性を維持した教育課程になるよう留意するとともに、教育の質の維持向上を目指して、教育課程の実施状況を点検、評価し、見直しや改善を図ることが求められる。

4. 認定基準に基づく確認事項（3分野共通）

以下は、認定基準に基づいて教育課程の内容を確認する際に必要となる事項である。

- 教育課程の目的及び目標が規定されていること。
- 修業期間等、教育課程の時間的な枠組みが規定されていること。
- 教育課程の内容に関すること、授業の方法等が規定されていること。
- 教育課程の修了要件が定められていること。
- ※ 対象となる学習者（生徒）と、その対象にどのような日本語教育を実施することを目的とするかを規定し、日本語能力の水準など適切な目標を設定する。
- ※ 教育課程の目的及び目標に応じて適切な授業科目を学習者（生徒）の日本語能力に応じて体系的に設置する。
- ※ 留学、就労、生活の各分野において、本指針で示す事項に基づき、「日本語教育の参照枠」を参照しながら、教育課程の編成に当たる。

5. 分野ごとの教育課程編成について

5-1 分野ごとの教育内容

教育課程の編成に当たっては、認定基準に定められた「留学のための課程」「就労のための課程」「生活のための課程」の各日本語教育課程の教育目的を踏まえるとともに、「日本語教育の参照枠」の理念や内容について理解を深めることが必要である。認定日本語教育機関の教育課程においては、学習者（生徒）個人の属性としての分野の重なりとは別に、各日本語教育課程が目的とする日本語能力の、特に「場面、相手、話題による言語活動」に焦点を当てており、具体的な言語活動の内容は留学、就労、生活の分野ごとに異なるという考えに立脚している。教育課程としての到達目標や学習内容は必然的に分野の違いが示されたものとなり、各機関には、各分野の特性等を踏まえた教育内容を工夫することが求められる。

ただし、異なる分野に関する教育内容を取り上げることが排除したり、極端に教育内容を制限したりすることを目指すものではなく、各機関における教育内容の特色として、他の分野に関する教育内容を盛り込むことを妨げない。

5-2 留学分野

(1) 教育課程編成の考え方

- 留学分野においては、大学や専門学校等の高等教育機関（以下「大学等」という。）で教育を受けるための日本語能力を身に付けたり、我が国での就労を希望するのに必要となる日本語能力を身に付けたり、又は自己研さんとして日本語能力を向上させたりするなど多様で幅広い目的を踏まえ、学習者（生徒）の目標や進路目的に沿った教育内容を行うことを目的とする。
- 教育課程の編成に当たっては、各機関の教育理念や教育目標、特色に照らし、当該教育課程において主に対象とする学習者（生徒）の学習目的や特性等を踏まえた、適切な教育内容、特に、学習者（生徒）が希望する進路に送り出すために、必要かつ独自性のある教育内容を工夫し、実施することが求められる。
- 単に知識を増やすことや試験に合格することを目標にするのではなく、大学等における専門教育への移行を目的とした教育内容を設定する教育課程や、企業への就職を目指す教育課程の場合は、特に、学習者（生徒）が目的とする進路への円滑な接続を目指すために必要となる言語的な知識や技能に加え、学習者（生徒）が自ら、自分を取り巻く社会や学術的な話題に関心を持ち、情報の適切な取捨選択や、多角的な視点で考え発信することなど、進路先で主に求められる日本語能力を到達目標、学習目標、学習内容に盛り込む。

- 教養や自己研さんを目的とした教育課程も含め、各教育課程における設置目的にかかわらず、日本語を使って様々な課題を解決する能力や、自律的に学習する能力の促進について到達目標、学習目標、学習内容に盛り込む。
- 社会的存在としての学習者（生徒）が協働的に学習する姿勢の醸成についても、当該教育課程の目的に応じて盛り込む。
- 教育課程の名称は、学習者（生徒）等が日本語教育機関の選択の際に、教育に関する情報が確認できるよう、必ず主たる目的と修業期間を端的に示した名称とする。その上で、より明確に伝わる工夫を加えた名称にすることができる。

（２）教育課程の到達目標・到達レベル

- 当該教育課程を通して目標とする到達目標と到達レベルを設定する。
- 教育課程の到達目標は、別表中の「留学分野における言語活動ごとの目標」に加え、「日本語教育の参照枠」の「全体的な尺度」、及び「言語能力別の熟達度」を参照し、各機関における理念、教育目標や特色、主たる対象である学習者（生徒）の背景や特性（母語、日本語の学習経験等）を踏まえ、具体的な言語能力記述文（以下「Can do」という。）で設定する。
- その際、これらで示されている Can do を選択するほか、必要に応じて、Can do の一部修正や新たな作成ができる。
- 到達目標は、教育課程修了時に学習者（生徒）が身に付けることが望まれる日本語能力を含め設定する。
- 当該教育課程が目標とする到達レベルは、「日本語教育の参照枠」で示している五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り、発表）」「書くこと」）それぞれの到達レベル、教育課程の設置目的や主たる対象となる学習者（生徒）の背景等を勘案し、総合的に設定する。なお、五つの言語活動それぞれの到達レベルは、当該教育課程の目的等を踏まえ合理的であると判断できる場合には、各言語活動の到達レベルが同一でなく、異なるレベルを設定することを妨げない。

(3) 修業期間・学習時間

- 留学分野においては、目的と教育効果を考慮し、一定の期間、長期的かつ継続的な学習が可能であることを前提とする。
- 主たる対象者の背景や出身国・地域、多様な特性（漢字圏・非漢字圏いずれの言語を第一言語とするか、学習目的、学習歴、目標とする進路等）、想定する入学当初の日本語レベルを明確にし、具体的にどのような日本語能力を身に付けるかを踏まえ、当該教育課程が目標とするレベルに到達するために適切かつ必要な修業期間を設定し、十分な学習時間を確保する。
- 目標レベルに到達するために必要となる学習時間は、認定基準上の授業時数（原則、1年にわたり760単位時間以上）を維持した上で、別表を参照しつつ、週ごと月ごと等の偏りが無いよう留意しながら適切に設定する。
- 学習時間は、修業期間内に最低必要な時間を確保して教育課程を編成するのではなく、進学先での授業、講義、就職する企業での業務に十分対応できること等、先に設定した到達レベル、到達目標を踏まえ、必要かつ適切な学習時間を設定する。
- 漢字を含む文字指導については、漢字圏・非漢字圏いずれの言語を第一言語とするかを含め、学習者（生徒）の背景や年齢、習得の状況などを踏まえて、効果的な学習となるよう適切な学習時間を確保する。

(4) レベル設定及び学期

- 教育内容の実施に当たっては、一定の期間ごとに学習成果の評価の機会を設ける。
- 日本語能力の向上を定期的に評価するため、当該教育課程の設置目的と到達目標を踏まえ、修業期間と総学習時間を、適切な学習期間・学習時間で区切り、レベルを設定する。
- 一つの区切りを定める際は、当該教育課程の修業期間や総学習時間を勘案し、一定の期間における週数、到達レベルや到達目標、教育内容、1週当たりの授業時数、学習成果の評価を行う時期を設定する。
- レベル設定の際は、レベルの名称は問わないが、「日本語教育の参照枠」のレベル設定

に対応させながら設定する。

- レベルの設定に当たっては、機関が設定した学期とレベルを連動させて設定することもできる。
- 必要な学習時間、当該教育課程におけるレベルの設定、学習成果の評価や内容を明確に示し、体系性を担保する。
- 留学分野においては、進学や就労の開始時期を踏まえて設けられた終期と、目標とする到達レベルに達する時期とがずれないように留意する。

(5) 学習内容

- 当該教育課程においては、主に対象とする学習者（生徒）が求められる日本語能力や言語活動と i～iii を踏まえ、学習内容、主な手法を計画し、実施する。

i) 日本語能力 【必須】

- ・当該教育課程全体の中で、「日本語教育の参照枠」で示す五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り、発表）」「書くこと」）を盛り込む。
- ・言語活動を行う上でのコミュニケーション言語方略の重要性を認識し、言語知識の定着にとどまらず、言語の運用能力、言語使用の際の方略（ストラテジー）能力についても学ぶことができる活動を行う。

ii) 学習を自ら管理する能力 【必須】

学習者（生徒）が、自分に必要な日本語能力を具体的に意識し、学習計画を立てたり、学習計画を自分に合った方法で管理したり、調整したりすることができるようになることを目指す。

iii) 推奨される学習内容

- ・社会・文化的情報、交流・体験活動、総合学習の要素を学習内容として盛り込む。例えば、地域の人々を始めとする多様な他者との交流、機関内外を問わず様々な体験の機会を通して、社会について理解を深め、地域社会との関わりを意識し、社会に参加する意欲、姿勢を醸成する機会や時間を設定することが望ましい。 ・当該教育課程の目的や到達目標に照らして、一授業科目として設定するほか、一部の期間・時間で行うものとして扱う場合があるが、実施に当たっては目的、目標、実施方法、評価方法等についてあらかじめ、当該教育課程の教育内容として計画する。

(6) 授業科目

- 教育課程の編成に当たっては、当該教育課程の到達レベル、到達目標、扱う学習内容を踏まえ授業科目を定める。
- 「日本語教育の参照枠」で示している五つの言語活動を扱う授業科目を設置する。その際、「聴解」や「会話」などの個別の言語活動を扱う授業科目だけでなく、当該教育課程の目的や目標とする日本語能力に応じて、複数の言語活動を組み合わせた言語活動統合型の授業科目を設置することが望ましい。
- 分野の特性や学習ニーズを踏まえ、必要に応じて、五つの言語活動以外に必要となる授業科目を設定することもできる。その際、当該授業科目の目的を明らかにすると同時に、収容定員等、定められた基準の範囲内で実施する。
- 授業科目ごとに、当該教育課程における一授業科目の全体としての到達目標、学習時間を定め、設定した一定の期間におけるレベルごとの学習目標と学習内容、学習成果の評価方法、使用教材を定める。教育課程開始時及び学期開始時と、さらに必要に応じて、学習者（生徒）に説明し共有する。
- 各授業科目の到達目標、一定の期間・レベルごとの学習目標は **Can do** で設定する。

(7) 教材等

- 学習目標、学習成果の評価、学習内容に合致した教材を主教材、あるいは副教材として適宜選定、作成する。
- 各教育課程の目的と学習目標に応じて、専門書や時事に関するテーマを扱ったニュースや新聞等を、著作権法を踏まえた上で可能な限り教材として使用した学習活動を実施する。また、教育内容に関連のある様々な分野の人材（リソースパーソン）を活用した学習活動を実施すること等を推奨する。
- 一つの教材を複数のレベルや複数の授業科目にまたがって横断的に使用する場合も、授業科目別の目標、学習内容に照らして適切に使い分けられるよう、使用予定の箇所をあらかじめ明確にする。
- 市販教材や独自に作成した教材を使用する際は、著作権を侵害することのないように

注意する。

(8) 学習成果の評価

- 各教育課程においては、到達目標、学習目標の設定から学習成果の評価方法、評価項目や評価基準、学習活動の設計まで一貫した方針のもとに編成する。
- 学習成果の評価はあらかじめ定めた一定の期間やレベルの区切りにおいて、授業科目ごとに行うとともに、期間内においても、単元等ごとの評価も必要に応じて、適切に計画された頻度で行う。
- 評価方法は、単元ごとのテストや定期試験に限定せず、必要に応じて、パフォーマンス評価、自己評価、他者評価、成果物提出など、形成的評価、総括的評価を授業の目的と照らして適切に組み合わせて、必要な評価ツールを用いる。また、評価活動そのものを学習活動に組み入れるようにし、実施の際は学習者（生徒）と評価基準を共有する。
- 学習内容の習得度を測る到達度テストだけでなく、学習者（生徒）のある時点での日本語能力を測る熟達度テストも必要に応じて組み込む。その際、実施の目的や時期、結果の活用方法等をあらかじめ設定し、計画的に実施することが求められる。
- 各教育課程において、前述した留学分野の特性等を踏まえた日本語能力の向上のほか、論理的思考力、円滑な人間関係を構築していくための異文化間能力、日本語学習に関する意欲、自律的に学習する能力などについて目標に組み込んでいる場合は、多様な評価方法を組み合わせて、適切な評価活動を実施する。
- 設定した評価の内容、基準等については、事前に教員や学習者（生徒）と共有することとし、学習成果の評価として到達度の確認、学習状況の振り返り、授業科目ごとの学習目標の再設定などの学習活動を実施する。
- ※ 日本語学習に当たっては、自立した言語使用者として生涯にわたり日本語を学んでいくための自律的な学習の能力の醸成を目指すことも望まれる。そこで、学習を自ら管理する能力の向上を目指す学習活動を組み込むようにし、チェックリストを用いた自己評価、学習目標の設定等、自分に必要な日本語能力を具体的に意識し、学習計画を立てるようにすることや、学習の振り返りやポートフォリオ作成等を通して、学習計画を自分に合った方法で管理したり調整したりすることができるようになることを目標とする学習活動を、各教育課程の各レベルにおいて適切な時間を配分した上で実施する。

- ※ レベルの到達や教育課程の修了等に求められる成績の判定についても透明性が求められる。各機関においては、教育課程における様々な学習成果の評価の内容と成績の判定との関連性、成績の判定の際の評価の方法や評価基準について適切に定めるとともに、それらが学習者（生徒）に明確に示されていることが求められる。

（９）教育課程の修了要件

- 教育課程の修了については、各授業科目についての学習成果の評価を含む当該教育課程で定めた到達目標の達成度、最低授業時数以上の履修状況、出席率等を勘案した一定の基準による修了要件を適切に設ける。
- また、当該教育課程の開始時に修了要件を学習者（生徒）に伝える。

５－３ 就労分野

（１）教育課程編成の考え方

- 就労分野においては、我が国での就労、又は就労を希望するために求められる、業種、職種ごとに異なる日本語能力を身に付けることに加え、業務遂行のための課題達成に必要な日本語能力や、就労を通じた自己実現のためのキャリアプランに必要な日本語能力を意識し、自律的に日本語学習を続けることができる能力を育成していくことを目的とする。
- 教育課程の編成に当たっては、各機関の教育理念や教育目標、特定の業種、職種における指導実績等に照らしつつ、企業、雇用主等の職場や産業界のニーズ、当該教育課程の対象とする学習者（生徒）の学習目的やニーズ、特性、また、就労探索、希望する業種や職種への送り出し、就労継続、キャリアチェンジ等の段階における特性への視点、日本語を使用して国・地域を超えて活躍するグローバル人材の育成への視点も取り入れながら、必要となる日本語能力の向上を目指し、適切かつ独自性のある教育内容を工夫し、実施する。

（２）教育課程の到達目標・到達レベル

- 教育課程の到達目標は、別表「就労分野における言語活動ごとの目標」に加え、「日本語教育の参照枠」の「全体的な尺度」、及び「言語能力別の熟達度」のほか、「就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツール」「就労場面における日本語能力：参照表」を参照し、各機関における理念、教育目標や特色、主たる対象である学習者（生徒）の背景

や特性（母語、日本語の学習経験等）、企業等のニーズを踏まえ Can do で設定する。

- 適切な到達目標を選ぶことが難しい場合は、必要に応じて、Can do の一部修正や新たな作成ができる。
- 当該教育課程が主に対象とする学習者（生徒）のレベルに応じて当該教育課程の開始時点のレベルを設定した上で、「日本語教育の参照枠」で示している五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り、発表）」「書くこと」）全てにおいてB1以上の日本語能力を身に付けることができる教育課程を一つ以上置く。
- 認定基準第23条に基づき、個々の学習者（生徒）が、認定を受けた教育課程の修業期間及び授業科目の一部を履修する教育課程で、目的等を踏まえ合理的であると判断できる場合は、各言語活動の到達レベルが同一でなく、異なるレベルを設定して実施することを妨げない（特定の言語活動を行わないことを含む。）。
- ※ ただし、ごく一部の言語活動で設定した到達レベルと他の言語活動の到達レベルが大きく異なる場合や、当該教育課程の一部のレベルに限定して教育を実施する場合に、到達レベルの示し方が不適切にならないよう留意しなければならない。

（3）修業期間・学習時間

- 修業期間は、設置する各教育課程の目的に照らし適切に定める。認定基準第23条に基づき、個々の学習者（生徒）は目的や目標とする日本語能力に応じて認定を受けた教育課程の修業期間の一部で構成される教育課程を履修することができる。
- 目標レベルに到達するために必要となる学習時間は、認定基準上の授業時数を維持した上で、別表を参照しつつ、適切に設定する。ただし、認定基準第23条に基づき認定を受けた教育課程の修業期間及び授業科目の一部を履修する教育課程の場合は、学習者（生徒）の目的や日本語能力に応じて適切に定める。
- 漢字を含む文字指導については、漢字圏・非漢字圏いずれの言語を第一言語とするかを含め、学習者（生徒）の背景や年齢、習得の状況などを踏まえて、効果的な学習となるよう適切な学習時間を確保する。

（4）レベル設定

- 教育内容の実施に当たっては、一定の期間ごとに学習成果の評価の機会を設ける。

- 日本語能力の向上を定期的に評価するため、当該教育課程の設置目的と到達目標を踏まえ、修業期間と総学習時間を、一定の学習期間、学習時間で適切に区切り、レベルを設定する。
- ※ 当該教育課程の修業期間を通して学習することを前提とした場合に加え、認定基準第23条に基づき個々の学習者（生徒）が認定を受けた教育課程の修業期間の一部を履修する教育課程の場合も、その期間に見合った区切りを適切に設ける。
- 一つの区切りを定める際は、当該教育課程の修業期間や総学習時間を勘案し、期間における週数、到達レベルや到達目標、教育内容、1週当たりの授業時数、学習成果の評価を行う時期を設定する。
- レベル設定の際は、レベルの名称は問わないが、「日本語教育の参照枠」のレベル設定に対応させながら設定する。
- 必要な学習時間、当該教育課程におけるレベルの設定、学習成果の評価や内容を明確に示し、体系的性を担保する。
- 「日本語教育の参照枠」の習得レベル基礎段階の言語使用者となるA1レベル相当の修了後、A2レベル相当の習得や、自立した言語使用者としてのレベルであるB1レベル相当以上の学びにつながる設定の在り方を検討し、学習者（生徒）の多様なニーズに対応する。

（5）学習内容

- 当該教育課程においては、主に対象とする学習者（生徒）が求められる日本語能力や言語活動と i～iii を踏まえ、学習内容、主な手法を計画し、実施する。
 - i) 日本語能力 【必須】
 - ・当該教育課程全体の中で、「日本語教育の参照枠」で示す五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り、発表）」「書くこと」）を盛り込む。
 - ・言語活動を行う上でのコミュニケーション言語方略の重要性を認識し、言語知識の定着にとどまらず、言語の運用能力、言語使用の際の方略（ストラテジー）能力についても学ぶことができる活動を行う。
 - ii) 学習を自ら管理する能力 【必須】

学習者（生徒）が、自分に必要な日本語能力を具体的に意識し、学習計画を立てたり、学習計画を自分に合った方法で管理したり、調整したりすることができるようになることを目指す。

iii) 推奨する学習内容

- ・ 就労場面における社会・文化的情報：就労慣行やビジネスマナーなど
- ・ 交流・体験活動：職場見学や職業体験、異業種交流など
- ・ 総合学習：業界研究、企画についてのプレゼンテーションなど

（6）授業科目

- 教育課程の編成においては、当該教育課程の到達レベル、到達目標、扱う学習内容を踏まえて授業科目を定める。
- B1以上の日本語能力を身に付けることができる教育課程においては、「日本語教育の参照枠」で示している五つの言語活動を扱う授業科目を設置する。「聴解」や「会話」などの個別の言語活動を扱う授業科目だけでなく、複数の言語活動を扱う言語活動統合型の授業科目の設置についても考慮する。
- ※ 認定基準第23条に基づき認定を受けた教育課程の一部で個別ニーズに応じた教育課程を編成する場合、特定の言語活動を扱う授業科目を設置する場合もある。
- 分野の特性や学習ニーズを踏まえ、必要に応じて、五つの言語活動以外に必要となる授業科目を設定することもできる。その際、当該授業科目の目的を明らかにすると同時に、収容定員等、定められた基準の範囲内で実施する。
- 授業科目ごとに、当該教育課程における一授業科目の全体としての到達目標、学習時間を定め、設定した一定の期間におけるレベルごとの学習目標と学習内容、学習成果の評価方法、使用教材を定める。教育課程開始時等、必要に応じて学習者（生徒）に対し共有する。
- 各授業科目の到達目標、一定の期間・レベルごとの学習目標は **Can do** で設定する。

（7）教材等

- 学習目標、学習成果の評価、学習内容に合致した教材を主教材、あるいは副教材として適宜選定、作成するものとする。

- 各教育課程の目的と学習目標に応じて、業務マニュアルや操作マニュアル、作業の手順書等の業務に関する資料を教材として使用すること、適当なレベルで場面に応じた関連キーワードを盛り込むこと、企業の担当者や技術者などの人材（リソースパーソン）を活用した学習活動を実施すること等を推奨する。
- 市販教材、独自に作成した教材を使用する際は著作権を侵害することのないように注意する。

（８）学習成果の評価

- 各教育課程においては、到達目標、学習目標の設定から学習成果の評価方法、学習活動の設計まで一貫した方針のもとに編成する。
- 学習成果の評価はあらかじめ定めた一定の期間やレベルの区切りにおいて、授業科目ごとに行うとともに、期間内においても、単元等ごとの評価も必要に応じて、適切に計画された頻度で行う。
- 必要に応じて、パフォーマンス評価、自己評価、他者評価、成果物提出など、形成的評価、総括的評価を授業の目的と照らして適切に組み合わせて、必要な評価ツールを用いる。また、評価活動そのものを学習活動に組み入れるようにし、実施の際は学習者（生徒）と評価基準を共有する。
- 就労を通しての自己実現について考えるなどのキャリア教育の視点、円滑に就労を進めていくための異文化間能力、日本語学習に関する意欲、自律的に学習する能力などについて学習目標として設定している場合は、多様な評価方法を組み合わせて、適切な評価活動を実施する。
- 設定した評価の内容、基準等については、事前に教員・学習者（生徒）と共有することとし、学習成果の評価として到達度の確認、学習状況の振り返り、授業科目ごとの学習目標の再設定などの学習活動を実施する。

（９）教育課程の修了要件

- 教育課程の修了については、各授業科目についての学習成果の評価を含む当該教育課程で定めた到達目標の達成度、また、認定基準第 23 条に基づき認定を受けた教育課程

の一部で個別ニーズに応じて編成された教育課程の場合についても、個々の学習者（生徒）の目標に応じた時間数以上の授業科目の履修状況や目標の達成度、出席率等を勘案した一定の基準による修了要件を適切に設ける。

- また、当該教育課程の開始時に修了要件を学習者（生徒）に伝える。

5-4 生活分野

(1) 教育課程編成の考え方

- 生活分野においては、地域社会で自立した生活を送るための日本語能力を身に付けることに加え、生涯を通じて日本語を学び、学習を自ら管理する力を身に付け、教育課程修了後も自律的に日本語学習を続けることのできる能力を育成していくことを目的とする。
- 教育課程の編成に当たっては、各機関の教育理念や教育目標、実施する地域の実情に照らし、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月29日文化審議会国語分科会）で示されている以下の目標を踏まえる。

日本語を使って以下の事柄ができるようにすることを目標とする。

- ・健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること
- ・自立した生活を送ることができるようにすること
- ・相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること
- ・文化的な生活を送ることができるようにすること

(2) 教育課程の到達目標・到達レベル

- 教育課程の到達目標は別表「生活分野における言語活動ごとの目標」に加え、「日本語教育の参照枠」の「全体的な尺度」、及び「言語能力別の熟達度」を参照し、各機関における理念、教育目標や特色、主たる対象である学習者（生徒）の背景や特性（母語、日本語の学習経験等）を踏まえ、**Can do** で設定する。
- 適切な到達目標を選ぶことが難しい場合は、必要に応じて、**Can do** の一部修正や新たな作成ができる。
- 当該教育課程が主に対象とする学習者（生徒）のレベルに応じて当該教育課程開始時点のレベルを設定した上で、「日本語教育の参照枠」で示している五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り、発表）」「書くこと」）それぞれにおいて、B

1以上の日本語能力を身に付けることができる教育課程を一つ以上置く。

- 認定基準第23条に基づき、個々の学習者（生徒）が、認定を受けた教育課程の修業期間及び授業科目の一部を履修する教育課程で、目的等を踏まえ合理的であると判断できる場合は、各言語活動の到達レベルが同一でなく、異なるレベルを設定して実施することを妨げない（特定の言語活動を行わないことを含む。）。
- ※ ただし、ごく一部の言語活動で設定した到達レベルと他の言語活動の到達レベルが大きく異なる場合や、当該教育課程の一部のレベルに限定して教育を実施する場合に、到達レベルの示し方が不適切にならないよう留意しなければならない。

（3）修業期間・学習時間

- 修業期間は、設置する各教育課程の目的に照らし適切に定める。認定基準第23条に基づき、個々の学習者（生徒）は目的や目標とする日本語能力に応じて、修業期間の一部を履修することができる。
- 目標レベルに到達するために必要となる学習時間は、認定基準上の授業時数を維持した上で、別表を参照しつつ、適切に設定する。ただし、認定基準第23条に基づき認定を受けた教育課程の修業期間及び授業科目の一部を履修する教育課程の場合は、学習者（生徒）の目的や日本語能力に応じて適切に定める。
- 漢字を含む文字指導については、漢字圏・非漢字圏いずれの言語を第一言語とするかを含め、学習者（生徒）の背景や年齢、習得の状況などを踏まえて、効果的な学習となるよう適切な学習時間を確保する。

（4）レベル設定

- 教育内容の実施に当たっては、一定の期間ごとに学習成果の評価の機会を設ける。
- 日本語能力の向上を定期的に評価するため、当該教育課程の設置目的と到達目標を踏まえ、修業期間と総学習時間を、一定の学習期間・学習時間で適切に区切り、レベルを設定する。
- ※ 当該教育課程の修業期間を通して学習することを前提とした場合に加え、認定基準第23条に基づき個々の学習者（生徒）が認定を受けた教育課程の修業期間の一部を履修する教育課程の場合も、その期間に見合った区切りを適切に設ける。

- 一つの区切りを定める際は、当該教育課程の修業期間や総学習時間を勘案し、期間における週数、到達レベルや到達目標、教育内容、1週当たりの授業時数、学習成果の評価を行う時期を設定する。
- レベル設定の際は、レベルの名称は問わないが、「日本語教育の参照枠」のレベル設定に対応させながら設定する。
- 必要な学習時間、当該教育課程におけるレベルの設定、学習成果の評価や内容を明確に示し、体系性を担保する。

(5) 学習内容

- 当該教育課程においては、主に対象とする学習者（生徒）が求められる日本語能力や言語活動と i～iii を踏まえ、学習内容、主な手法を計画し、実施する。

i) 日本語能力【必須】

- ・当該教育課程全体の中で、「日本語教育の参照枠」で示す五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り、発表）」「書くこと」）を盛り込む。
- ・言語活動を行う上でのコミュニケーション言語方略の重要性を認識し、言語知識の定着にとどまらず、言語の運用能力、言語使用の際の方略（ストラテジー）能力についても学ぶことができる活動を行う。
- ・異文化間能力のほか、日本語学習などに関する意欲、自律的に学習する能力などについても学習目標として定めることが望ましい。

ii) 学習を自ら管理する能力【必須】

学習者（生徒）が、自分に必要な日本語能力を具体的に意識し、学習計画を立てたり、学習計画を自分に合った方法で管理したり、調整したりすることができるようになることを目指す。

iii) 推奨する学習内容

社会・文化的情報、交流・体験活動、総合学習の要素を学習内容として盛り込む。例えば、地域の方々との交流、地域イベントなどへの参加、公立図書館等の公共施設の利用や、情報・メディアリテラシーに関すること、公共サービス、民間サービスの利用、防災や健康維持に関すること等に加え、地域が抱える課題などについて考える活動などを盛り込むことが考えられる。

(6) 授業科目

- 教育課程の編成においては、当該教育課程の到達レベル、到達目標、扱う学習内容を踏まえ授業科目を定める。
- B1以上の日本語能力を身に付けることができる教育課程においては、「日本語教育の参照枠」で示している五つの言語活動を扱う授業科目を設置する。「聴解」や「会話」などの個別の言語活動を扱う授業科目だけでなく、複数の言語活動を扱う言語活動統合型の授業科目の設置についても考慮する。
- ※ 認定基準第23条に基づき認定を受けた教育課程の一部で個別ニーズに応じた教育課程を編成する場合、特定の言語活動を扱う授業科目を設置する場合もある。
- 分野の特性や学習ニーズを踏まえ、必要に応じて、五つの言語活動以外に必要となる授業科目を設定することもできる。その際、当該授業科目の目的を明らかにすると同時に、収容定員等、定められた基準の範囲内で実施する。
- 授業科目ごとに、当該教育課程における一授業科目の全体としての到達目標、学習時間を定め、設定した一定の期間におけるレベルごとの学習目標と学習内容、学習成果の評価方法、使用教材を定める。教育課程開始時等、必要に応じて学習者（生徒）に対し共有する。
- 各授業科目の到達目標、一定の期間・レベルごとの学習目標は **Can do** で設定する。

(7) 教材等

- 学習目標、学習成果の評価、学習内容に合致した教材を主教材、あるいは副教材として適宜選定、作成するものとする。
- 各教育課程の目的と学習目標に応じて、地域の自治体などが発行する広報誌や防災マップや防災アラート、各種申請書、問診票などを活用して学習活動を設計すること、行政担当者や自治体、町内会の役員などの人材（リソースパーソン）を活用する学習活動を実施すること等を推奨する。
- 市販教材、独自に作成した教材を使用する際は著作権を侵害することのないように注意する。

(8) 学習成果の評価

- 各教育課程においては、学習目標の設定から学習成果の評価方法、学習活動の設計まで一貫した方針のもとに編成する。
- 学習成果の評価はあらかじめ定めた一定の期間やレベルの区切りにおいて、授業科目ごとに行うとともに、期間内においても、単元等ごとの評価も必要に応じて、適切に計画された頻度で行う。
- 日本語教師や学習支援者、学習者（生徒）のまわりの人々などによる形成的なフィードバックや自身の学習を管理、調整する能力を育成するための振り返り活動等を重視し、多様な方法を組み合わせた評価活動を学習活動として実施する。評価活動そのものを学習活動に組み入れるようにし、実施の際は学習者（生徒）と評価基準を共有する。
- 設定した評価の内容、基準等については、事前に教員・学習者（生徒）と共有することとし、学習成果の評価として到達度の確認、学習状況の振り返り、授業科目ごとの学習目標の再設定などの学習活動を実施する。
- 特段の事情がある場合を除き、外部の大規模試験を利用した日本語能力評価を求めない。

(9) 教育課程の修了要件

- 教育課程の修了については、各授業科目についての学習成果の評価を含む当該教育課程で定めた到達目標の達成度、また、認定基準第 23 条に基づき認定を受けた教育課程の一部で個別ニーズに応じて編成された教育課程の場合についても、個々の学習者（生徒）の目標に応じた時間数以上の授業科目の履修状況や目標の達成度、出席率等を勘案した一定の基準による修了要件を適切に設ける。
- また、当該課程の開始時に修了要件を学習者（生徒）に伝える。

6. 言語活動ごとの目標（留学分野・就労分野・生活分野）

- 別表は言語活動ごとに、レベル、目安となる学習時間、レベル別の目標を示したものである。
- レベル到達に必要とされる学習時間は3分野共通のものである。

- 学習時間は、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月29日文化審議会国語分科会）で示された学習時間の考え方を踏まえ、目安として以下を示す。

（学習時間の目安）

到達レベル	想定学習時間（単位時間：45分/単位）
～ A 1	100～150 時間（134～200 単位時間）程度
A 1 ～ A 2	100～150 時間（134～200 単位時間）程度
A 2 ～ B 1	150～220 時間（200～294 単位時間）程度
B 1 ～ B 2	350～550 時間（467～734 単位時間）程度
B 2 ～ C 1	350～550 時間（467～734 単位時間）程度

- 各分野における言語活動ごとの目標は、言語能力に関して、「日本語教育の参照枠」で示されている「言語活動別の熟達度」、「活動 Can do」、各分野における事例を参考に、分野の特性を踏まえて記述されたものである。

(別表)

留学分野における言語活動ごとの目標

レベル	学習時間 ^[※1]	留学分野における言語活動ごとの目標 ^[※2]					
		言語活動共通					
		聞くこと	読むこと	話すこと (やり取り)	話すこと (発表)	書くこと	
必須の 設定 レベル	A1 100～150時間 134～200 単位時間	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。	当人に向かって、丁寧にゆっくりと話された指示なら理解できる。短い簡単な説明なら理解できる。	非常に短い簡単な文を、身近な名前、単語や基本的な表現を一つずつ取り上げて、必要であれば読み直したりしながら、一文一節ずつ理解することができる。	簡単な質問を聞いたり、答えたりすることができる。直接必要なこと、もしくはごく身近な話題についての簡単なことを、自分から言ったり、相手の言ったことに反応できる。	人物や場所について、単純な字句を並べて、述べることができる。自分について、自分が何をしているか、自分が住んでいる場所を、述べることができる。	簡単な表現や文を単独に書くことができる。自分自身について、どこに住んでいるか、何をしたいのかについて、簡単な句や文を書くことができる。
	A2 100～150時間 134～200 単位時間	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。	短い、はっきりとした、簡単なメッセージやアナウンスの要点は聞き取れる。ゆっくりと、はっきりと話されれば、身近な話題の会話はおおかた分かる。	非常によく用いられる、具体的に身近な内容の短い簡単な文が理解できる。短い手紙やメールが理解できる。日常の看板や掲示を理解することができる。	あまり苦勞しなくても日常での簡単なやり取りができる。招待や提案、謝罪をすることができ、またそれに応じることができる。他の人の意見に賛成や反対ができる。	人物や日常生活、日課、好き嫌いなどについて、単純な記述やプレゼンテーションができる。その際簡単な字句や文を並べる。	自分の周りがある日々のいろいろな側面、例えば、人物、場所、学習体験などについて、つながりのある文を書くことができる。
	B1 150～220時間 200～294 単位時間	仕事、学校、娯楽でふだん出会うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。	学校、余暇などの場面で普段出会う、ごく身近な事柄について、共通語で明瞭に話されたものなら要点を理解できる。話が共通語で、発音もはっきりしていれば、自分の周りでの長い議論の要点を理解できる。	簡潔な事実関係の文で、自分の専門分野や興味の範囲内のもものは、十分に主題を理解できる。個人の手紙を読んで、出来事、感情、希望の表現を理解することができる。	共通語による言葉遣いははっきりとした発音であれば、事実に関する情報をやり取りしたり、指示を受けたり、実際の問題の解決策を論じたりする、定例の公式の議論に参加することができる。	経験や出来事、将来の夢や希望などを語ることができる。意見や計画に対する理由や説明を簡潔に話すことができる。本や映画のあらすじを話し、感想や考えを発表できる。	短い別々になっている要素を一つの流れに結びつけ、自分の関心が及ぶ身近な話題について簡単な文章を書くことができる。現実のことであれ想像上であれ、最近行った旅行や出来事を記述できる。
B2 350～550時間 467～734 単位時間	進学を希望する専門分野の議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。	内容的にも言語的にも複雑な講義、話、報告、その他の学問的/専門的なプレゼンテーションの要点が理解できる。たいていのテレビのニュースや時事問題の番組が理解できる。	適切な参考資料を選択して使いながら、さまざまな目的や文章の種類に合わせて、読むスピード、読み方を変えながら、独力でかなりのところまで読み解ける。広汎な語彙力を持っているが、頻度の低い慣用語には手こずることもある。	学術的、もしくは余暇に関する幅広い話題について、流暢に、正確に、そして効果的に言葉を使うことができ、考えと考えの間の関係をはっきりとさせることができる。文法も正確で、その場にふさわしい丁寧さで、自然にコミュニケーションできる。	自分の関心のある分野に関連した、広範囲な話題について、明確かつ詳細に記述、プレゼンテーションができる。時事問題について、いろいろな可能性の長所、短所を示して自己の見方を説明できる。	いろいろな情報や議論をまとめて評価した上で、自分の関心がある専門分野の多様な話題について明瞭で詳細な文章を書くことができる。	
総学習時間 総単位時間	700～1070時間 935～1428単位時間						

[※1] 1単位時間は45分。「地域における日本語教育の在り方について(報告)」p.64において示された学習時間の考え方で示された学習時間数。

[※2] 各レベルの目標は「日本語教育の参照枠(報告)」p.23-48「言語活動別の熟達度」、「活動Can do一覧」を参考に作成。

レベル	学習時間 ^[※1]	留学分野における言語活動ごとの目標 ^[※2]					
		言語活動共通					
		聞くこと	読むこと	話すこと (やり取り)	話すこと (発表)	書くこと	
任意の 設定 レベル	C1 350～550時間 467～734 単位時間	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。	抽象的で複雑、かつ未知の話題でも、グループ討議やディベートでの第三者間の複雑な話し合いを容易に理解できる。相当数の俗語や慣用語のある映画が理解できる。	社会、専門、学問の分野で出会う可能性のある程度長い、複雑なテキストを詳細な点まで理解できる。意見表明だけでなく、含意された意見や立場も含めて詳細な点まで理解できる。	説得力をもって公式に主張を展開でき、質問やコメントに応じ、複雑な筋立ての対抗意見にも、流暢に自然に適切に応えることができる。感情表現、間接的な示唆、冗談などを交えて、社交上の目的に沿って、柔軟に、効果的に言葉を使うことができる。	複雑な話題について、明瞭かつ詳細な記述やプレゼンテーションができる。下位テーマをまとめた後、一定の要点を展開しながら、適当な結論にもっていくことができる。聴衆からの不意の発言にも対応することができる。ほとんど苦勞せずに自然に反応できる。	複雑な話題について、明瞭な構造で、きちんと記述し、重要な関連事項を強調しながら、書くことができる。補助的な観念、理由、関連する事例を詳細に加えて、特定の視点からの論を展開し、ある程度の長さの文が書ける。
総学習時間 総単位時間							

[※1] 1単位時間は45分。「地域における日本語教育の在り方について(報告)」p.64において示された学習時間の考え方で示された学習時間数。

[※2] 各レベルの目標は「日本語教育の参照枠(報告)」p.23-48「言語活動別の熟達度」、「活動Can do一覧」を参考に作成。

(別表)

就労分野における言語活動ごとの目標

Table with columns: レベル, 学習時間, 就労分野における言語活動ごとの目標, 言語活動共通, 聞くこと, 読むこと, 話すこと(やり取り), 話すこと(発表), 書くこと. Rows include A1, A2, B1 levels and a total learning time row.

※1 「地域における日本語教育の在り方について(報告)」p.64が示す学習時間数。
※2 A1～B2レベルの目標は「就労場面に必要な日本語能力の目標設定ツール」(厚生労働省)、「就労場面における日本語能力:参照表.jp.11、C1レベルの目標は「日本語教育の参照枠(報告)」、「言語活動別の熟達度.jp.23、「活動Can do」一覧.jp.24-48を参考に作成。

Table with columns: レベル, 学習時間, 就労分野における言語活動ごとの目標, 言語活動共通, 聞くこと, 読むこと, 話すこと(やり取り), 話すこと(発表), 書くこと. Rows include B2, C1 levels and a total learning time row.

※1 「地域における日本語教育の在り方について(報告)」p.64において示された学習時間の考え方では示された学習時間数。
※2 A1～B2レベルの目標は「就労場面に必要な日本語能力の目標設定ツール」(厚生労働省)、「就労場面における日本語能力:参照表.jp.11、C1レベルの目標は「日本語教育の参照枠(報告)」、「言語活動別の熟達度.jp.23、「活動Can do」一覧.jp.24-48を参考に作成。

(別表)

生活分野における言語活動ごとの目標

レベル	学習時間 ^[※1]	生活分野における言語活動ごとの目標 ^[※2]				
		言語活動共通				
		聞くこと	読むこと	話すこと (やり取り)	話すこと (発表)	書くこと
必須の 設定 レベル	A1 100～150時間	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。自分や家族などを紹介することができ、どこに住んでいるか、誰と知り合いか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。				
		はっきりとゆっくり話し てもらえれば、自分や 家族など身近で具体的 なものに関する聞き慣 れたごく基本的な表現 を聞き取れる。	掲示やポスター、役所 や学校からのお知らせ の中よく知っている 名前、単語、単純な文 を理解できる。	相手がゆっくり話し、ま た助け船を出してくれ るなら、身近な話題に ついてのごく簡単な質 問について、聞いたり 答えたりできる。	どこに住んでいるか、 また、知っている人た ちについて、ごく簡単 な言葉や文を使って話 すことができる。	新年の挨拶などの短い 簡単なメッセージや名 前や住所などを書くこ とができる。
	A2 100～150時間	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、居住地域、職業など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。自分の背景や身の回りの状況や、直接的な必要性のある領域の事柄を簡単な言葉で説明できる。				
B1 150～220時間	自分や家族など身近な 話題がよく使われる語 彙や表現を理解するこ とができる。短いはっ きりとした簡単なメッ ッセージやアナウンスの 要点を聞き取れる。	掲示やポスター、役所 や学校からのお知らせ の中の短い簡単な文 なら理解できる。簡単 で短い個人的な手紙は 理解できる。	身近な話題や活動に ついての短い簡単な やり取りができる。短い 社会的なやり取りをす ることができる。	家族、周囲の人々、居 住地域などの身近な話 題について、短い簡 単な文を使って説明で きる。	身近な事柄なら短いメ モやメッセージを書く ことができる。 ごく簡単な個人的な手 紙を書くことができる。	
	日常生活で遭遇するような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。日常生活で起こり そうな、大抵の事態に対処することができる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられ た、脈絡のある文章を作ることができる。経験、出来事、夢、希望などを説明し、意見や計画の理由、説明を短く述べるこ とができる。					
B1 150～220時間	日常生活における共通 語での会話なら要点を 理解することができる。 ゆっくり、はっきりとし ているなら、ラジオやレ ビ番組の要点を理解す ることができる。	身近な話題や個人的 に関心がある内容の 文章なら理解できる。 出来事、感情、希望が 表現されている文章を 理解できる。	日常生活において起こ る大抵の状況に対応で きる。日常生活に関す ることや個人的な関心 事について、準備なし で会話に入ることがで きる。	経験や出来事、将来の 夢や希望などを簡潔に 語ることができる。意見 や計画に対する理由 や説明を簡潔に話すこ とができる。本や映画 のあらすじを話し、感想 や考えを発表できる。	身近で個人的に関心 のある話題について、 まとまりのある文章を 書くことができる。経験 や印象について書くこ とができる。	
	総学習時間 350～520時間					

[※1] 「地域における日本語教育の在り方について(報告)」p.64において示された学習時間の考え方で示された学習時間数。
 [※2] 各レベルの目標は「日本語教育の参照枠(報告)」p.23-48「言語活動別の熟達度」、「活動Can do一覧」を参考に作成。

レベル	学習時間 ^[※1]	生活分野における言語活動ごとの目標 ^[※2]				
		言語活動共通				
		聞くこと	読むこと	話すこと (やり取り)	話すこと (発表)	書くこと
任意の 設定 レベル	B2 350～550時間	日常生活における具体的な話題でも、例えば社会問題のような抽象的な話題でも、複雑な文章の主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者と流ちょうかつ自然なやり取りができる。かなり広汎な範囲の話題について、明確で詳細な文章を作ることができ、様々な選択肢について長所や短所を示しながら自己の視点を説明できる。				
		長い会話や複雑な議 論を理解できる。 たいていのテレビの ニュースや時事問題の 番組を理解できる。共 通語の映画なら、大多 数は理解できる。	筆者の姿勢や視点が 出ている現代の問題に ついての記事(新聞の 社説など)や報告書な どが読める。	熟達した日本語話者と 流ちょうで自然な会話 ができる。身近な話題 についての議論に積極 的に参加し、自分の意 見を正確に説明でき る。	興味関心がある分野 の幅広い話題につい て、明瞭で詳細な説明 をすることができる。時 事問題について、いろ いろな可能性の長所、 短所を示して自己の見 方を説明できる。	興味関心がある幅広 い話題について、一定 の視点から明瞭で詳細 な説明文を書くことが できる。 手紙やメールで、事件 や体験について自分に とっての意義を中心に 書くことができる。
総学習時間 350～550時間						

[※1] 「地域における日本語教育の在り方について(報告)」p.64において示された学習時間の考え方で示された学習時間数。
 [※2] 各レベルの目標は「日本語教育の参照枠(報告)」p.23-48「言語活動別の熟達度」、「活動Can do一覧」を参考に作成。